|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

別紙３

参加意思確認書

独立行政法人　国際協力機構

関西センター契約担当役

所長　木村　出　殿

提出者　　(所在地)

(貴社名)

(代表者役職氏名)

課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化(B)」に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

１　組織概要

２　応募要件

（１）基本的要件：

令和04・05・06年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

* + 資格審査申請書　別紙４
	+ 登記事項証明書（写） （法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの）
	+ 財務諸表（直近1ヵ年分、法人名及び決算期間が記載されていること）
	+ 納税証明書（写）（その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの）

（２）その他の要件：

　特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

* その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以　上

**資格審査申請書**

別紙４

20 年　　月　　日

独立行政法人　国際協力機構

関西センター契約担当役

所長　木村　出　殿

課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化(B)」への参加資格に対する審査を申請いたします。なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ない事を誓約します。

１　申請者

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| 会社名 |  |
| ふりがな |  |
| 代表者役職名・氏名 | （＊役職名が登記簿謄本と異なる場合、役職名が確認できる書類を添付） |
| 直近決算日 | 西暦　　　年　　　月　　　日 |
| 本社所在地 | 〒TEL：FAX： |

２　担当者連絡先（JICAからの連絡する場合に、窓口になっていただく方）

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者連絡先（本社所在地と同一の場合は記入不要） | 〒TEL：FAX： |
| 部署名 |  |
| ふりがな |  |
| 担当者役職名・氏名 | Email： |

３　希望する資格の種類（*\*注*：登記されている事業に限る）

|  |  |
| --- | --- |
| 資格の種類 | *注）希望する資格に○印をご記入ください。（複数選択可）* |
| 物品の製造 |  |
| 物品の販売 |  |
| 役務の提供等　　　　（物品の製造、販売以外全て） |  |

４　経営状況

　別紙に必要数値をご記入ください

５　添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| 添　付　書　類 | 確認欄*添付したものに○をつけてください。* |
| １ | 登記事項証明書（写） |  |
| ２ | 財務諸表（直近１ヵ年分、法人名、決算期間が記載されていること） |  |
| ３ | 納税証明書その３の３（写） |  |

*注）公的機関が発行する書類（１．登記事項証明書、３．納税証明書）については、発行日から３ヶ月以内のものに限ります。*

|  |
| --- |
| *本申請書に記載された情報は、氏名を除き一般公開の対象となります。また、当機構において、個人情報に関する部分は、入札競争・プロポーザル選考・見積徴収等の実施に際し、企業選定と資格確認のためにのみ利用されます。* |

別　紙　経営状況　※下記金額は、千円未満を四捨五入すること。

１　営業実績

販売、製造等の営業実績（売上高）を直前２ヵ年分記入する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 直前決算年度（千円） | 直前々決算年度（千円） | 平均実績額（千円） |
| Ａ | Ｂ | 1. （Ａ＋Ｂ）／２
 |

２　自己資本額

直前決算時の金額を記入する。なお、欠損はマイナス表示とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 直前決算時（千円） | 剰余（欠損）金処分（千円） |
| 資本金 |  |  |
| 準備金・積立金 | (注１) |  |
| 次期繰越利益（欠損）金 |  | (注２) |
| 小　計 | Ａ | Ｂ |
| 合　計 | 1. Ａ＋Ｂ（注３）
 |

*注１：（貸借対照表の純資産の部）-（資本金）-（繰越利益剰余金）＝（準備金、積立金、資本剰余金、自己株式、評価・換算差額、新株予約権 等の合計）*

*注２：繰越利益剰余金*

*注３：貸借対照表の純資産合計と一致*

３　流動比率

直前決算時の金額を記入する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 流動資産（千円） | Ａ | ③（Ａ／Ｂ）×100（％） |
| 流動負債（千円） | Ｂ |

４　営業年数　登記事項証明書の会社設立の年月日からの満年数を記載

|  |
| --- |
| 　　　　　④　　　　　　　年 |

以　上

別紙５

提出日： 年 月 日

**誓　約　書**

独立行政法人　国際協力機構

関西センター　契約担当役

所長　木村　出　殿

課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化(B)」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法　人　番　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　役職名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　役職印

**１　反社会的勢力の排除**

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

1. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16 年10 月25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
2. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
3. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
4. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
5. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
6. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
7. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
8. その他、兵庫県の暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）に定める禁止行為を行っている。

**２　個人情報及び特定個人情報等の保護**

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア． 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ． 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ． 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ． 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

・ 個人番号利用事務実施者

・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者

・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第１条第１項に定義される金融分野）の事業者

・ 個人情報取扱事業者

以　上